

資料 1

国際的動向を踏まえたオープン
サイエンスの推進に関する検討会
(第 4 回)

平成 30 年 5 月 25 日 (金)

国立研究開発法人におけるデータポリシー策定のためのガイドライン (仮称) (案)

1 本ガイドラインの位置付け

我が国の研究力の向上やイノベーションの創出のためには、重要な知的資源である公的資金による研究成果(論文、データ等)を適切に保存・管理し、研究者による活用に加えて、我が国の社会への還元や新規産業の育成を含む産業利用等を意識しながら利活用を促進することが求められている。

このような状況の中、我が国における科学技術の水準の向上を通じた国民経済の健全な発展等公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することを目的とする国立研究開発法人(以下「国研」という。)においては、国研における公的資金による研究成果が広く活用されることにより、科学技術の水準の向上や我が国の産業振興等に貢献するとともに、国研の研究成果や研究成果を利活用に供する取組が研究者や社会に広く認知されるよう、研究データの管理及び利活用についての方針を定めることが求められている。

本ガイドラインは、国研におけるデータポリシー策定の参考となるよう、公的資金による研究から創出された研究データの管理と利活用についてのポイント、ならびにデータポリシーで定めるべき項目及び基本的な記述内容を示すものである。国研においては、それぞれの法人におけるビジョンやミッション、オープン・アンド・クローズについての考え方等を踏まえ、本ガイドラインが示す各項目の可否や追加項目の必要性を検討した上で、適切にポリシーが策定されることが望まれる。

2 研究データ管理・利活用ポリシー策定におけるポイント

(1) ポリシー策定の目的

- ・ ポリシーの策定は、国研が公的資金を活用して実施した研究における成果(研究データ)を適切に保存・管理し、また、広く利活用を促進することで、科学技術の発展はもとより、産業、さらには文化の振興を目指して取り組むものである。
- ・ この取組は、研究データの作成者やそれを管理・公開等行う研究機関が、広く社会において認知され、評価される手段を与えると共に、研究活動を支援するものである。

(2) 管理対象とするデータが具備すべき要件

- ・ 国研として管理の対象とする研究データの定義や範囲、それらの保存先(リポジトリ等)を明示する。

- ・ 研究データの利活用や相互運用性を前提に、機械可読(Machine Readable)性^{*1}を確保するとともに、公開、共有するものに関しては、国際的なデータ管理原則である「FAIR原則^{*2}」に可能な限り沿うものとする。
- ・ なお、相互運用性は、国が開発中の分野間データ関係基盤や科学技術イノベーション政策の効果等を分析するシステムとの連携など、社会、行政等広範な領域で研究データを利活用する観点からも重要な視点である。

(3) データ利活用のための要件

- ・ ポリシー策定にあたっては、研究分野の特性や国研のミッションを踏まえた研究データの利活用に関する考え方に基づき、公開とすべきもの、非公開とすべきもの、また制限事項を設けるか否かなどを明示する。
- ・ 研究データとその作成者、および国研に関する機関情報等に対するメタデータの作成、ならびに国際的に通用する識別子の付与を行うことにより、研究データの利活用における相互運用性、さらには、研究データの作成者等の貢献の明確化、利活用に関する分析・評価の実行性を担保する。

(4) その他

- ・ 国研においては、ポリシー策定に合わせて、研究データの作成、保存、利活用に関わる研究者及び運用従事者のリテラシーの向上や、管理・利活用に関する業務評価、人材の育成や創出、能力開発に努める。
- ・ 国研においては、ポリシー策定後も、科学技術の進展や社会の動向等に合せ、適宜ポリシー改訂の必要性を検討する。

3 ポリシーで定めるべき項目

以下に、ポリシーで定めるべき具体的な項目例と各項目の基本的な記述内容を示す。

(1) 国研におけるポリシー策定の目的について

- ・ 国研のビジョン、ミッション等を踏まえ、ポリシーを策定した背景と研究データ利活用の目的について記述する。

(2) 管理する研究データの定義、制限事項について

- ・ 国研のミッションに従い、利活用が想定されるデータ、将来的に利用の可能性が考えられるデータなど、研究データの種別・内容等について記述する。
- ・ 研究データの利活用に関する国研の方針や基本的な考え方を踏まえ、また、第5期科学技術基本計画が示すオープンサイエンスの推進に係る方針^{*3}にも留意して、非公開、共有等の対象となる研究データや公開・共有における制限事項について記述する。

(3) 研究データの保存・管理・運用・セキュリティについて

- ・ 研究データの特性に応じたデータの保管、運用方針と国研としての取組について記述する。

(記述上の留意点)

- ・ 国研内で実施される研究活動において順守すべき研究データの保存・管理・運用・セキュリティに関する対応についての方針、およびこれらを実施するための体制、ならびにワークフローについて記述する。その際、研究データの特性、運用のフォローアップ、その他のポリシーとの整合性に留意する。
- ・ 研究データを掲載するリポジトリ等について記述する。なお、特定のリポジトリ等名のほか、リポジトリ等が備えるべき条件について記述することが望ましい。
- ・ 研究プロジェクト終了後における研究データの保存・管理等の継続性にも考慮することが望ましい。

(4) 研究データに対するメタデータ、識別子の付与、フォーマットについて

- ・ 研究データに対するメタデータおよび識別子付与についての方針を記述する。また、研究データの特性に応じた標準的なフォーマットが存在する場合は、それも併せて記述する。

(5) 研究データの帰属、知的財産の取り扱いについて

- ・ 研究データの帰属および知的財産の取り扱いについて、国研の関係規程を踏まえた上で、研究データの利活用の方針に応じて記述する。
- ・ 研究データに対する不正競争防止法上の不正競争行為^{*4}について、その方針を国研の研究データの利活用の方針に応じて記述する。
- ・ 前 2 項の記述は、保管に際して遵守すべきルールとして規定するとともに、同ルールと研究データ利活用のルールと整合するものとする。
- ・ 研究データに係る作成者、管理者等の免責事項について記述する。

(6) 研究データの公開、非公開および猶予期間ならびに引用について

- ・ 研究データの公開について、国研の研究データの利活用の方針に応じてデータ公開までの猶予期間を適切に設定し、それに基づく公開時期について記述する。
- ・ 公開データの利用に際しては、利用者に対して適切な引用を求める。その際、識別子を用いた引用情報の記載ルールを設けるなど、他のユーザーが引用元のデータを参照できるよう配慮する。

以上

※1 コンピュータプログラムがデータを読み込むこと。なお、対象となる研究データとしては、物理的対象物（研究室の試料、バクテリアの菌株、実験動物など）など機械可読に馴染まないものを除く。

※2 FAIR は、「Findable（見つけられる）、Accessible（アクセスできる）、Interoperable（相互運用できる）、Reusable（再利用できる）」の略で、データ公開の適切な実施方法を表現しており、データ共有の原則として国際的に広まったもの

参考：「データ共有の基準としての FAIR 原則」（2018 年 4 月 19 日、NBDC 研究開発チーム） DOI:10.18908/a.2018041901

※3 第 5 期科学技術基本計画 第 4 章 科学技術イノベーションの基盤的な力の強化

（2）知の基盤の強化 ③ オープンサイエンスの推進（抜粋）

国は、資金配分機関、大学等の研究機関、研究者等の関係者と連携し、オープンサイエンスの推進体制を構築する。公的資金による研究成果については、その利活用を可能な限り拡大することを、我が国のオープンサイエンス推進の基本姿勢とする。その他の研究成果としての研究二次データについても、分野により研究データの保存と共有方法が異なることを念頭に置いた上で可能な範囲で公開する。

ただし、研究成果のうち、国家安全保障等に係るデータ、商業目的で収集されたデータなどは公開適用対象外とする。また、データへのアクセスやデータの利用には、個人のプライバシー保護、財産的価値のある成果物の保護の観点から制限事項を設ける

※4 相手方を限定して業として提供するデータ（ID/パスワード等の電磁的方法により管理されているものに限る。）の不正な取得、使用及び開示を不正競争に位置づけ、これに対する差止請求権等の民事上の措置を設ける不正競争防止法改正法案が今国会で成立した。